



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

— 令和6年度 —

日本赤十字社活動資金ご協力のお願い

市民の皆様には、日頃から日本赤十字社の活動に対し深いご理解とご支援を賜わり厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、世界191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、自然災害や紛争、飢餓、病気などで苦しむ人々への緊急支援、復興支援活動等を行っています。

令和5年10月7日に発生したガザ地区での武力衝突による人道危機に対応するため、国内でも10月17日から「イスラエル・ガザ人道危機救援金」の受付を開始し、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、イスラエル・ダビデの赤盾社、パレスチナ赤新月社、日本赤十字社が行う救援・復興支援活動等に充てられています。

また、令和6年1月1日には石川県能登地方で最大震度7の地震が発生し、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に災害救助法が適用されるなど、各地で広範で甚大な被害が発生しました。

日本赤十字社では、直ちに被災地へ救護班等を派遣し、医療救護や衛生・健康管理活動など被災地の方々の生命と安全を守る活動を行うとともに、毛布や緊急セット、安眠セットなどの多数の救援物資をお届けしました。

さらに、今後予想される災害への備えとして、地域での「防災セミナー」等講習会の開催や学校教育の中で救急法等の講習や防災教育活動にも努めてまいります。

こうした赤十字の活動が、市民の皆さまの尊い募金によって支えられておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。

令和6年度におきましても、赤十字の活動資金募集にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

～お問い合わせ先～

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-4-13
日本赤十字社福岡市地区本部 TEL710-5319
福岡市各区役所（入部・西部出張所）

日本赤十字社福岡市地区本部

本部長 高島 宗一郎



日本赤十字社は 皆様によって支えられています



日本赤十字社
福岡県支部長 服部 誠太郎
(福岡県知事)

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

日本赤十字社福岡県支部の活動に対しましては、平素から格別のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

令和6年元旦を襲った能登半島地震では、医師、看護師、主事からなる赤十字救護班をはじめ、こころのケア要員を長期に渡り派遣し、被災者に寄り添い続けました。

赤十字の活動は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」、「目の前の苦しんでいる人を救う」という、赤十字の誕生以来変わらず守り続けてきた理念を軸としております。赤十字が活動を続けるためには、皆さまからのご支援が不可欠です。

今後とも各段のお力添え、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

福岡県支部

人間を救うのは、人間だ。 Our world. Your move.

令和6年能登半島地震 日本赤十字社の対応

1.災害の概要

(1) 概要[気象庁情報:2月5日8時00分 現在]

- ・発生日時:令和6年1月1日16時10分
- ・最大震度:震度7(石川県志賀町)
- ・マグニチュード:7.6
- ・震源地等:石川県能登地方
(輪島の東北東30km付近)深さ 16km
- ・1日16時以降、震度1以上を観測した地震が1,444回発生
- ・1日に大津波警報、津波警報が発令され、2日にすべての警報が解除

2.日本赤十字社の主な活動状況

(1) 活動概況[2月5日10時00分 現在]

職員・ボランティア派遣

- 救護班 (DMAT含む)
延べ**241班**を派遣
- 日赤災害医療
コーディネートチーム
延べ**66班**を派遣
- 支部支援要員
46人を派遣
- 赤十字ボランティア
延べ**1,068人**を派遣

救援物資の配布

- 毛布 **16,005枚**
- 安眠セット **5,230セット**
- 緊急セット **2,224セット**
- その他
携帯型簡易トイレ3,400個等

2.日本赤十字社の主な活動状況

(2) こころのケア*

こころのケアチームの派遣

(ア) 派遣人数:37名

(イ) 派遣期間:1月14日～

(ウ) 派遣元:本社、三重(伊勢赤十字病院)、
香川(高松赤十字病院)

(エ) 活動場所:石川県支部、石川県庁、七尾市、志賀町の
各避難所

※「こころのケア」とは災害によるストレスを軽減すること。

2.日本赤十字社の主な活動状況

(3) 救援物資の配布[2月1日10時00分 現在]

配布先	毛布(枚)	安眠セット	緊急セット
珠洲市、輪島市、石川県支部		3,510	1,800
珠洲市、新潟市西区	25	540	
水見市、輪島市	3,500	300	50
羽咋市、志賀町、中能登町、金沢市	780	290	374
珠洲市、穴水町、富山県支部	1,500	101	
穴水町役場	1,750		
能登町	900	150	
志賀町役場	750	225	
七尾市	800	114	
石川県支部	6,000		
合計	16,005	5,230	2,224



福岡県支部の活動状況

令和6年2月7日時点

救護班	派遣元	派遣人数	派遣期間	活動場所
第1班	福岡赤十字病院	8	1/4～1/8	輪島市
第2班	福岡赤十字病院	9	1/7～1～11	七尾市
第3班	福岡赤十字病院	7	1/10～1/14	七尾市
第4班	福岡赤十字病院	7	1/12～1/16	七尾市
第5班	今津赤十字病院	7	1/20～1/24	七尾市
第6班	福岡赤十字病院	8	1/31～2/5	能登町



そうだったのか!!

赤十字活動資金の使い道

皆さまからのご寄付は、ここでご紹介する「災害救護活動」をはじめ、苦しみ人を救う様々な活動に大切にに使わせていただいています。

皆さまからのご寄付
(赤十字活動資金)



日本赤十字社にご寄付が届きます

ありがとうございます!



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



災害救護訓練

被災地で迅速に医療救護活動を展開するため様々な災害を想定した訓練を実施。



ボランティア育成

災害時はもちろん、日頃から地域・学校で活躍するボランティアを育成します。

平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています。



日頃やっていないことは、いざという時にできない。

1

2

3

様々な機材と連携します!



被災地へ出発



救援物資の備蓄

災害時に必要となる物資を、様々な拠点到に配備しています。

主な救援物資



救急セット 安眠セット 毛布

あはやく! 正確に!

災害発生

日本赤十字社が総力をあげて対応



被災地での活動

4



少しでも体を休めていただくために。



救援物資の配布



継続して救うことが大切!



5

医療救護班や救援物資は、陸、海、空、様々な手段で被災地へ

ボランティアと共に必要な物資を準備

全国の赤十字が連携し、被災地に向けて職員を派遣する準備をします。

被災地で行う活動



医療救護

被災地の医療ニーズに合わせて、救護所の設置や巡回診療を行います。



こころのケア

災害はこころにも大きな傷を残します。少しでも心が休まるよう寄り添います。



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、災害時も必要な血液を安定的に供給します。

未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を忘れずに、未来へつないでいきます。



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。



子どもたちへの防災教育

未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と、自ら考え生き抜く力を。



赤十字活動資金にあたたかいご協力をお願いします

今後、発生が予想される大規模災害に備えるためにも...

ご寄付によって行った令和5年度の活動報告

災害時の被災者救護や防災・減災の普及啓発、青少年やボランティアの育成など、いのちを救うさまざまな活動を行っています。

みなさまの
支援が活動を
支えています！



9月9日 救急フェスティバルを開催

救急フェスティバルをイオンモール福岡で開催し、200名を超える方々に参加いただきました。人形を使つての胸骨圧迫とAEDの体験では、子どもたちだけではなく、一緒に参加した親御さんにも関心をもっていただきました。



釜山×福岡 ホームステイなどを通じた国際交流事業

韓国釜山市の青少年赤十字(RCY)メンバー7名を福岡へ招き、本県支部青少年赤十字(JRC)メンバー7名(ホストファミリー7家庭)がホームステイなどを通じて国際交流を行いました。他国の生活習慣や文化を体感し、豊かな人間性をもった青少年の育成に寄与することを目的としています。



身近な赤十字事業

「いのちと健康を守るため」赤十字はみなさんに寄り添い続けます。

防災セミナーの開催

令和6年は能登半島地震から始まり、地域の皆さんの防災意識が高まっています。赤十字は、自治会や町内会から依頼をいただき、防災・減災の輪を広げる防災セミナーを県内全域で開催しています。



救援物資の分置

赤十字は災害に備え、毛布やタオルケット、医薬品セットを備蓄しており、その多くを各市町村の公民館などに保管し、すぐに配布できます。災害時はもちろん、火災で自宅に住めなくなった方にもお使いいただけるよう整備しています。



みなさまに支えられている赤十字9つの事業



国内外で
たくさんの事業を
展開しているよ。

▼活動資金を財源とした事業

福岡県内では、これらの事業を日本赤十字社福岡県支部が主体となって行っています。

PROJECT 1

国内災害救護



日々災害に備えた訓練を実施し、災害に備えています。

PROJECT 2

国際活動



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かし、紛争や災害の救援活動から復興支援まで、世界各地で長期的な支援を行っています。

PROJECT 3

赤十字ボランティア



赤十字の基本原則のもと、地域のニーズに応じた活動を行っているほか、全国各地で赤十字事業の推進にあたっています。

PROJECT 4

救急法等の講習



いのちと健康を守るべく「救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法」の各種講習を実施しています。

PROJECT 5

青少年赤十字



保育園・幼稚園から高校までの教育現場で、赤十字の精神に基づいた実践目標を掲げ、児童・生徒の「気づき・考え・実行する」力を育んでいます。

▼活動資金以外の収入を財源とした独立採算事業

PROJECT 6

医療事業



県内3ヶ所の赤十字病院で地域医療に貢献しています。

福岡赤十字病院(福岡市南区)
今津赤十字病院(福岡市西区)
嘉麻赤十字病院(嘉麻市)

PROJECT 7

血液事業



日々、献血を実施し、24時間体制で医療機関へ血液を届けています。

福岡県赤十字血液センター(筑紫野市、北九州市)
九州ブロック血液センター(久留米市)
献血ルーム:
福岡市……おっしょい博多、キャナルシティ、天神西通り
北九州市……魚町銀天街、くろさきクローバー

PROJECT 8

社会福祉事業



県内3ヶ所の特別養護老人ホームで質の高い介護サービスを提供しています。

特別養護老人ホーム大寿園(福岡市西区)
特別養護老人ホームやすらぎの郷(糟屋郡志免町)
特別養護老人ホーム豊寿園(北九州市門司区)

PROJECT 9

看護師等の養成事業



赤十字の基本理念である「人道」を軸に、広く社会に貢献できる看護師を養成しています。

日本赤十字九州国際看護大学(宗像市)

活動資金のご協力方法について



お住まいの地域の日赤窓口、自治会や町内会で

- ・お住まいの地域の自治会や町内会を通じて、活動資金へのご協力をお願いしております。
(ご協力は自由意志によるもので、強制ではありません。)
- ・お住まいの市区町村役場等の赤十字窓口でも随時受け付けています。



クレジットカードで

インターネット上でご登録手続きが可能です。
下記検索方法またはQRコードから専用ページにアクセスしてください。

※1回あたりのご協力額は
2,000円以上となります。



日赤 LP

SEARCH



銀行口座から の引落しで

口座振替(自動引落)による定期
のご協力が可能です。お申込書
をご希望の方は、当県支部まで
ご連絡ください。ホームページ
からのダウンロードも可能です。

※1回あたりのご協力額は2,000円
以上となります。



お近くの金融機関

(西日本シティ銀行・福岡銀行・郵便局)で

窓口で「専用振込用紙」を
お使いいただいた場合、振
込手数料は免除となりま
す。「専用振込用紙」をご
希望の場合は、お電話ま
たは右記QRコードよりお
申込ください。



日本赤十字社への活動資金のご寄付は、寄付金控除(所得控除)の対象となります。

遺贈・相続財産・香典のご寄付について

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の想いを汲んで寄付をしたい」というお申し出
が増えています。このような尊いお申し出に答えるために、下記のような様々なご寄付を承っております。

遺贈による寄付

遺言書で財産の全部または一部の受取人として日本赤十字社福岡県支部を指定
することで、福岡県内の赤十字活動に役立てることができます。

相続財産による寄付

ご遺族が相続された財産を相続税の申告期限内にご寄付いただいた場合、寄付された財産に相続税はかかりません。
※「相続財産に関する証明書」を発行するため、ご寄付いただく際に、相続財産寄付であることをお申し出ください。

お香典の寄付

香典返しとして会葬者に品物を贈る代わりに、相当する金額をご寄付される方が増えています。
ご寄付いただいた場合、ご希望によりお礼状を作成いたします。

遺贈・相続財産に
ついてのパンフレットを
ご希望の方は
当県支部まで
ご連絡ください。



赤十字会員について

年額2,000円以上のご協力をいただいた個人、法人(団体)のうち、希望する方々を会員として登録させていただいております。会員のみなさまには、年に数回、情報誌を送付しています。赤十字活動への参加を社会貢献や奉仕活動のひとつとしてお考えいただければ幸いです。

日本赤十字社の活動は、みなさまに支えられています。一人でも多くの方に会員として登録いただけるようお願いいたします。
会員登録に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の日赤窓口または当県支部までご連絡ください。



表彰制度のご案内

ご希望される方に贈呈しております。ご希望の方はご協力時にお申し出ください。

協力会員

目安として
毎年500円以上



特別社員 (会員)

毎年2千円以上で
累計額が2万円
以上の会員



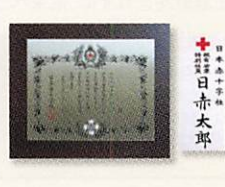
支部長感謝状 支部長表彰状

累計10万円以上
20万円未満



銀色有功章

累計20万円以上
50万円未満



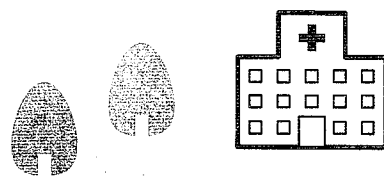
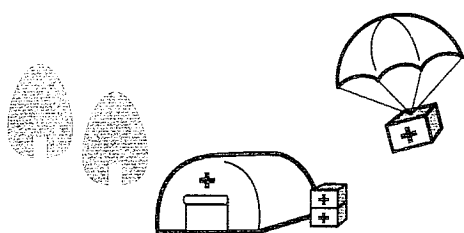
金色有功章

累計50万円以上



令和6年度 赤十字会員募集のしおり

5月は赤十字運動月間です



赤十字活動資金募集奉仕者の皆様へのお願い

奉仕者の皆様におかれましては、平素から赤十字活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も奉仕者の皆様のご協力を得て「赤十字会員増強運動」を県内全域にわたって展開してまいります。

日本赤十字社福岡県支部では、万が一災害が発生した場合に、ただちに医療救護班を派遣し、現場や避難所での診療、こころのケア活動、高齢者や幼児など特に配慮を必要とする被災者への健康支援など迅速に対応できるよう、救護資機材の整備や救護員の資質向上など救護・救援体制を強化しております。

災害発生時には救護活動を行う一方、平時において県民の皆様のいのちと健康を守り、安全に生活ができるための手助けとなる講習を各地域で開催するほか、青少年赤十字事業では、防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」をさらに促進するため、他機関との連携強化を図り、防災意識の向上に努めています。

このような赤十字の活動は、活動資金募集に携わっていただく皆様方のご協力により集めていただいた会費によって支えられています。しかしながら、社会情勢の変化とともに、日本赤十字社を取り巻く環境は一層の厳しさを増すことが懸念されます。

活動資金の募集を行っていただく皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、赤十字が行う諸活動を継続していくため、より一層の温かいご支援を心からお願い申し上げます。

日本赤十字社福岡県支部

支部長 服部 誠太郎

赤十字会員と活動資金について

1. 会員・協力会員について

名称	定 義	会費額	権 利	加入形態	会員籍の管理保管
会員	運営に参画する支援者 (個人、法人)	2,000円 以上	社法上の 権利を有する	継続的加入	支部・本社において システム管理します
協力 会員	幅広い支援者(個人・法人) ※一時的な寄付者も含む	目安として 500円以上	社法上の 権利を有しない	単年度加入	地区・分区で、 証憑を定められた 期間保管します

2. 活動資金募集目標額

本年度の活動資金募集目標額は、次のとおりです。

令和6年度 活動資金 目標額 5億円

内訳 { 市・区・町・村へお願いする目標額 4億4千万円
日本赤十字社福岡県支部目標額 6千万円

令和4年度 市・区・町・村の活動資金 募集実績額 374,369,561円

3. 赤十字会員増強運動月間

多くの方々に会員にご加入いただき、赤十字を支援していただくことを目的として、日本赤十字社の創立の月に当たる5月を「赤十字会員増強運動月間」と定め、毎年同月間を中心として、皆様に会員加入と活動資金協力の呼びかけを行っております。

なお、5月における会員及び活動資金募集の取り組みが困難な場合は、各地域で実施可能な時期にお取り組みいただきますようお願いいたします。

※「日本赤十字社創立記念日」(5/1)や「世界赤十字デー」(5/8)など、赤十字にゆかりのある日が多いため、5月を運動月間としています。

4. 会員及び協力会員の増強と活動資金の増収

(1) 継続協力のお願いと活動資金の増収

地区・分区内で活動資金を募集していただくにあたっては、従来と変わらず、目安として500円以上の協力を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

(2) 町内会等による活動資金の一括納入方式及び納入金額について

町内会等がその会費から一括して活動資金を納入する、いわゆる「一括納入方式」によりご協力いただく場合は、町内会・自治会の総会等で同意を得て、会員の皆様に周知のうえ取り進められますようお願いいたします。

なお、納入金額については、ご協力いただける範囲で結構です。

また、表彰をご希望の場合は、地元市区町村の日赤窓口へお申し出ください。

(3) 団地等における活動資金募集

団地等における活動資金募集は諸般の事情から、困難を伴うものでありますが、団地内に組織されている自治会等の役員の方々との話し合いや、赤十字事業の広報など赤十字に対する理解を深める方法などにより、赤十字への支援が得られるようご協力をお願いいたします。

なお、団地内に自治会が組織されていないなど、団地内における活動資金募集が困難な場合は、恐れ入りますが、地元市区町村の日赤窓口へご連絡をお願いいたします。

(4) 「口座振替」や「クレジットカード」、スマートフォンアプリ「Jコインペイ」によるご協力について

「口座振替」や「クレジットカード」、スマートフォンアプリ「Jコインペイ」によるご協力方法は、従来から町内会や自治会及び奉仕団等関係者のご理解とご協力を得て実施してきた戸別訪問を中心とする地域での活動資金募集方式を補完するシステムとして導入されたものです。導入の主旨を十分ご理解いただき、これまで同様、会員と活動資金の募集にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

「口座振替」や「クレジットカード」、スマートフォンアプリ「Jコインペイ」によるご協力方法は、次のとおりです。

① 口座振替によるご協力方法

インターネットにより、日本赤十字社のホームページから申込書をプリントアウトして日本赤十字社宛にお申し込みいただくか、本県支部へお電話等で申込書をご請求いただいて、お申し込みを行う方法がございます。

口座振替の開始につきましては、お申し込み月の翌々月以降のご指定月からになります。(1回2,000円以上)

② クレジットカードによるご協力方法

インターネットにより、日本赤十字社のホームページからお申し込みいただけます。(1回2,000円以上)

③ スマートフォンアプリ「Jコインペイ」によるご協力方法

スマートフォンにアプリ「Jコインペイ」をダウンロードし、ご本人様の電話番号や口座番号などの情報を登録後、募金アイコン「ぼちっと募金」から日本赤十字社を選択してお申し込みいただけます。(1回500円以上)

5. 活動資金募集にあたっての留意事項

(1) 赤十字会員への加入及び脱退については、個人の自由意志で行うものであり、決して強制ではありません。

毎年、募集奉仕者の皆様にご協力いただいて実施しておりますが、一部の住民の方から強制的に活動資金の協力を求められたとの苦情が寄せられるケースがあります。募集奉仕者の皆様にはこの点を十分ご理解いただいて、できるだけ住民の皆様には強制感を持たれないような活動資金募集を実施していただきますようお願いいたします。

(2) 万一、活動資金募集の際にトラブルや事故が発生した場合は、お手数ですが地元市区町村の日赤窓口まで速やかにご連絡をお願いいたします。

(3) 2,000円以上ご協力いただいた方には、福岡県支部から会員加入にかかる意思確認をさせていただきます。

なお、会員登録の必須項目は、氏名(ふりがな)、住所(マンション名含む)、協力金額、寄付年月日となっていますので、赤十字活動資金領収証(赤十字活動資金申込書)に漏れなく記載していただきますようお願いいたします。

(4) 活動資金募集は、地域によってその募集方法が異なっており、個人情報の取り扱いを画一的に示すことはできませんが、募集を行う上で知り得た個人情報(活動資金の納入額や会員加入の有無等)は、絶対に他人に漏らすことのないよう、個人情報の取り扱いにはくれぐれも慎重な対応をお願いいたします。

6. 表彰制度について(個人)

日本赤十字社では、皆様からのご協力に対する感謝のしるしとして、以下の表彰制度を設けており、ご希望される方に発行しております。

【個人】

種 別	ご協力金額	表彰等の内容
協力会員	毎年 500円以上 2,000円未満	活動資金協力証ステッカー (シールタイプ)
会員	毎年 会費 2,000円以上	
会員 (特別社員)	累計 会費 20,000円以上 (毎年 2,000円以上)	特別社員称号付与通知書 金バッジ 陶器門標(中)
	一時に 会費 20,000円以上	
支部長表彰状	活動資金の一時又は累計額が 100,000円以上(200,000円未満)	表彰状 (又は感謝状)
銀色有功章	活動資金の一時又は累計額が 200,000円以上(500,000円未満)	楕形式の有功章 陶器門標(大)
金色有功章	活動資金の一時又は累計額が 500,000円以上	章記(表彰状) 勲章形式の有功章 陶器門標(大)

※プラスチック門標(縦型・団地用)の交付は平成31年3月末をもって終了いたしました。

【法人・団体】

種 別	ご協力金額	表彰等の内容
協力会員	毎年 500円以上 2,000円未満	活動資金協力証ステッカー (シールタイプ)
会員	毎年 会費 2,000円以上	
会員 (特別社員)	累計 会費 20,000円以上 (毎年 2,000円以上)	特別社員感謝状
	一時に 会費 20,000円以上	
支部長表彰状	活動資金の一時又は累計額が 100,000円以上(200,000円未満)	表彰状 (又は感謝状)
銀色有功章	活動資金の一時又は累計額が 200,000円以上(500,000円未満)	楕形式の有功章
金色有功章	活動資金の一時又は累計額が 500,000円以上	楕形式の有功章

【1. 日本赤十字社について】

Q1 日本赤十字社は国の機関ではないのですか。

日本赤十字社は、日本赤十字社法(昭和 27 年 8 月 14 日法律第 305 号)という法律に基づいて設置された法人です。日本赤十字社法は、赤十字事業の公共性と国際性とに鑑み制定されたものであり、日本赤十字社が世界各国の赤十字社と協力して、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう努めなければならないと規定しています。

したがって、日本赤十字社は国の関連機関ではなく、独立した民間の団体です。しかし、また一方では災害救助法の定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど国、地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たすべき分野を幅広くもっている団体です。

Q2 日本赤十字社には、国や地方公共団体などからの資金援助はないのですか。

日本赤十字社が行う諸活動のための活動資金は、会員の方々から納入される会費や協力会員及び一部篤志家から寄せられる寄付金を財源としています。

しかしながら、災害救護の施設設備、医療事業、血液事業、看護師等の養成事業など、国民の医療・健康・福祉などに直接関わりのあるものとして、国や県、市町村の諸施策にそって行われる特定の事業に対しては、国や地方公共団体から補助金等の一部援助をいただくことがあります。

Q3 赤十字と共同募金(赤い羽根)とはどう違うのですか。

日本赤十字社は、1877年(明治10年)に博愛社という名称で設立され、戦争や災害の際の救護を中心に一世紀以上にわたって活動を続けてまいりました。戦後、政府と国会は、日本赤十字社の果たした役割を重視し、「日本赤十字社法」(昭和27年8月14日法律第305号)を制定して、組織や事業活動の性格を規定し、必要によっては、政府や地方公共団体の業務に協力する団体(指定公共機関)として位置づけています。災害救護活動や血液事業はその好例です。

さらに日本赤十字社は、全世界の赤十字共通理念である人道的見地から国内のみならず国外で発生した災害や戦争による被災者、また、保健衛生指導などの救援活動にもあたらなければなりません。この社会に戦争や災害、疫病が消滅しない限り、人間の尊厳を確保し人々の苦痛を予防、軽減し、人類の福祉増進に貢献する赤十字活動を続けていく必要があります。

一方、赤い羽根で親しまれている共同募金会は、「社会福祉法」(昭和26年3月29日法律第45号)に基づいて設立された団体で、毎年10月1日から3月31日までの6カ月間を募金期間とし(12月は「NHK歳末たすけあい」)、その浄財は日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体に施設整備や地域福祉活動資金として配分されます。

Q4 **日本赤十字社が受け付けた「義援金」は日本赤十字社の活動資金となるのでしょうか。**

義援金が日本赤十字社の活動資金に充てられることは、一切ありません。

日本赤十字社にお寄せいただいた義援金は、全額、各都道府県に設置された義援金配分委員会に送金し、そこから、同委員会の配分計画に基づいて、被災された方々へ届けられます。

【2.会員・会費について】

Q5 **日本赤十字社の会員制度について説明して下さい。**

日本赤十字社は、日本赤十字社法(昭和27年8月14日法律第305号)に基づく法人で日本赤十字社法の第4条に「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と規定されております。

(平成28年6月に定款が改正されたことに伴い、平成29年度から「社員」を「会員」と、「社費」は「会費」と名称を変更いたしました。)

日本赤十字社の「会員」は日本赤十字社を組織する構成員のことであり、「会員」は人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別されることがなく、どなたでも加入いただけますし、権利、義務もみな平等です。また「会員」を脱退することも自由です。「会員」には、個人の会員と法人の会員があります。法人の会員とは、赤十字事業に協力し会費を納める会社等のことをいいます。「会員」に加入していただきますと、毎年会費を納めていただくことになります。日本赤十字社の財政は、この「会員」が納める会費を主たる財源として賄われておりますので、「会員」の拡充こそが、赤十字活動をより発展させる最大の鍵となります。

なお、「会員」は業務や収支決算の報告を受け、業務の運営について意見を述べるすることができます。

Q6 **赤十字の会員加入は強制的なものですか。**

決して強制ではありません。日本赤十字社は会員で組織されており、会員の納める会費が活動資金となっておりますので、赤十字の趣旨や事業をよく理解していただいたうえで、自由意志で加入いただくことになっております。

Q7 **赤十字はなぜ会費の金額を決めてくるのですか。
寄付金ならいくらでもよいのではないですか。**

日本赤十字社は、「日本赤十字社法」という法律によって設立されている法人です。日本赤十字社法には「日本赤十字社は、社員(会員)をもって組織する。」と定められており、赤十字への協力は、「資金」というより、「人」という考えによるものです。したがって、定款に「会員は、年額2,000円以上を納めるものとする」また、「協力会員は目安として年額500円以上提供する」と定められていることによるものです。

なお、会員への加入を希望されなくとも、幅広い支援者である「協力会員」として、お寄せいただいた寄付金はありがたくお受けいたします。

Q8 **なぜ、会費は毎年納めなければならないのですか。**

赤十字の事業は、災害時の救助活動や輸血など人命に直接かかわる仕事を中心になっていすので、一日たりとも支援の手を緩めるわけにはまいりません。また事業は、普遍的なものや、長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要とされ、その資金を常に準備しておく必要があります。したがって、毎年継続して会費納入のご協力をお願いすることにしております。

ただし、罹災や家族の病気などやむを得ない事情により休納されても構いません。また、会費納入の際に数年分の会費の前納である旨を申し出ていただければ、そのように取り扱うこともできます。

Q9 **会員になると何か特典があるのですか。**

赤十字は、もともと奉仕団体であり、赤十字の会員になるということは赤十字が奉仕活動を進めることについて、その一翼を担う立場に立っていただくということです。したがって、会員は赤十字を通じて、人道的事業に参画し、国内ばかりでなく国際的な人類の助け合い運動の仲間入りをするというに意義があるのではないのでしょうか。

よく「会員になれば、赤十字病院の初診料免除などの便宜が受けられるか。」とのご質問がありますが、以上のような理由で特典はありませんのでご了承下さい。

Q10 **特別社員とはどういう社員のことでか。**

「特別社員」は会員の中で功労があった方に贈られる称号であり、表彰の一種です。厳密に言えば、「特別社員の称号をおくられた会員(社員)」ということで、会員としての権利・義務はその他の会員と全く変わりません。

なお、特別社員としての表彰を希望される場合は毎年2,000円以上の会費納入をお願いしております。

Q11 **会員としての協力額が2,000円になった根拠はなんですか。**

会員の皆様には、日本赤十字社の広報誌を送付するなど情報提供を行うこととなっており、それにかかる経費や会員籍の適切な管理をするための経費などを加味したものです。また、特別社員の表彰基準となる協力額、口座振替決済等による募集金額等、現行の運用を考慮した結果2,000円といたしました。

Q12 会員が転居した場合にはどのような手続きが必要ですか。

町内で募集に携わっておられる奉仕者や担当の係の方は、市区町村役場等の日赤担当係に連絡していただければ、本県支部で登録変更などの手続きと併せて、転居先の市区町村へ情報提供をさせていただきます。

なお、当然転居前にお納めいただいた会費の納入実績額は引き継ぎとなりますので、転居先でも会員としてご協力を継続いただきますようお願いいたします。

Q13 町内会・自治会の総会等で年間予算から日本赤十字社へ活動資金を拠出することは可能ですか。

日本赤十字社への活動資金の協力が強制でなく任意であることを自治会等会員の皆様が十分理解されたうえで、町内会・自治会総会等で同意が得られ、自治会各会員に周知がされているのであれば、年間予算から日本赤十字社へ活動資金を拠出することは可能です。

Q14 会員・協力会員になった場合、個人情報保護は保護されますか。

日本赤十字社福岡県支部では、活動資金にご協力いただいた皆様の個人情報について法令を遵守し、以下のように適正に取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

日本赤十字社福岡県支部では、赤十字活動資金のご協力に際して取得する個人情報について、厳重に管理・保護を行うとともに、受領証や活動報告等の送付及び活動資金等の募集活動の目的のためにのみ使用します。

(2) 個人情報の第三者提供について

個人情報はご本人の承諾がない限り、第三者に提供することはありません。

(3) 個人情報の開示、訂正、追加又は利用停止(削除)について

お申し出があった時は、ご本人であることの確認に加え、訂正、追加または利用停止(削除)のお申し出にあつては、その理由を確認し、登録された情報の開示、訂正、追加または利用停止(削除)を行います。

(4) 適用除外について

日本赤十字社福岡県支部は皆様の個人情報を上記のとおり取り扱いますが、①法令に定めがあるとき、②本人または第三者の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、緊急かつやむを得ないときのいずれかに該当するときは、上記の取り扱いを適用しない場合があります。

(5) 関係法令、ガイドライン等の遵守について

個人情報保護法、特定個人情報の取り扱いに関する法令および関係ガイドラインなどにより、個人情報を適正に取り扱います。

(6) 個人情報の安全管理について

日本赤十字社福岡県支部は皆様からお預りした個人情報について、漏えい、滅失またはき損を防止するために、日本赤十字社福岡県支部の保有する個人情報保護規程ほか、社内規程に基づき厳重な安全管理対策を実施します。

なお、業務遂行上、やむを得ず個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、日本赤十字社福岡県支部の監督の下で十分な安全対策が確保できる業者と契約を締結の上、委託します。

【3.口座振替やクレジットカード等による活動資金募集】

Q15 口座振替やクレジットカード等による活動資金募集の導入は、従来の募集方式による募集を混乱させることになりませんか。

「口座振替やクレジットカード等による活動資金募集」は、従来の戸別募集方式を補完する目的で導入されたものであります。地区・分区を通じて「口座振替やクレジットカード等による活動資金募集」の取り組みを行う場合は、事前に地区・分区の担当者並びに地元関係者等と十分な協議を行い、基本的に当該地区・分区の活動資金募集困難なエリアを対象に取り組んでいきたいと考えており、従来の活動資金募集に影響を与え、混乱させることの無いよう十分配慮してまいります。

Q16 口座振替やクレジットカードによる会員加入は、年額2,000円以上とになっているのはどうしてですか。

口座振替やクレジットカードによる協力額は、金融機関への手数料及び収納代行業者への手数料が必要となるため、大変申し訳ありませんが、活動資金としての財源確保の面から1回あたりの協力金額を2,000円以上でお願いいたしております。

Q17 口座振替やクレジットカード等で会員加入した場合、日赤の表彰は受けられますか。

日本赤十字社福岡県支部で会員管理を行い、日本赤十字社が定める有功章等贈与規則（表彰規程）に基づき表彰を希望される方に表彰を行います。

また陶器門標（表札）についても、過去に交付していない方を対象にその希望を確認して交付いたしております。

Q18 口座振替やクレジットカード等によって協力をする場合、地元での協力はしなくてもいいですか。

さらに地元でもご協力いただければ、大変ありがたいことですが、「口座振替やクレジットカード等による協力」を選択された場合、地元でのご協力を辞退していただいても構いません。